

北海道農政部長
各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
一般社団法人全国農業会議所会長

） 殿

(農林水産省) 農村振興局農村政策部農村計画課長

農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施について

農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場（以下単に「協議の場」という。）は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、平成26年度以降、現場における課題の解決を通じて農地転用許可等に係る事務が迅速かつ円滑に行われることを目的に、国と地方公共団体との間で定期的に協議する機会として実施してきたところであるが、協議の場の設置から5年が経過し、その開催を重ねる中で、各地域からは、開催の方法や時期等の工夫を求める声が出てきたところである。

このため、各地域の独自性を踏まえた創意工夫をすることが可能となるよう見直しを行うこととし、新たに、別添のとおり、農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施要領を定めたので、通知する。

なお、貴管内の都府県農政主務部長に対しては、貴職から通知願いたい。

おって、本通知の施行に伴い、農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施要領（平成26年6月30日付け26農振第925号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）は、廃止する。

農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施要領

1 意見交換の事項

協議の場において意見交換を行う事項は、各地域の独自性を踏まえて、必要な事項について設定するものとするが、例えば次のような事項が考えられる。

(1) 農地転用許可制度の課題と対応について

- ① 都道府県又は指定市町村（以下「都道府県等」という。）における農地転用許可基準の適用の判断を行う上での課題について
- ② 農地転用許可事務実態調査の結果、改善が必要とされた事例の原因について
- ③ 事前調整及び事前審査の実施に係る課題について
- ④ 地域で関心が高まっている事案について
- ⑤ その他制度の運用、調整等に係る課題について

(2) 農業振興地域制度の課題と対応について

- ① 農用地区域からの除外要件の判断を行う上での課題について
- ② 農用地区域内農地の面積目標の設定やその達成に向けた取組について
- ③ その他制度の運用、調整等に係る課題について

(3) 事務処理の円滑化等について

現在、都道府県等において行われている事務処理の円滑化に資する取組等を参考に、(1)及び(2)の検討等と併せ、アンケート調査や事例報告、関係制度等に関する講習（他省庁や民間人の講師を招聘して行うものを含む。）等により、それぞれの事務が円滑かつ適正に行われるような改善方策を検討するものとする。

2 協議の場の構成

(1) 参加者

参加者は、原則として、農地転用許可制度及び農業振興地域制度の実務を担当する国、都道府県並びに市町村及び農業委員会の実務担当者とする。

(2) 事務局

事務局は、地方農政局農村振興部農村計画課（北海道にあつては本省農村振興局農村政策部農村計画課（以下「本省農村計画課」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課又は農村振興課）が担当するものとする。

3 協議の場の運営

(1) 開催時期等

協議の場は、地方農政局の管轄区域（北海道及び沖縄県にあつては、各道県の区域）ごとに、原則として毎年度1回以上開催するものとする。

また、事務局は、あらかじめその開催概要（内容、時期、場所及び規模等）を決定し、十分な周知期間を確保して参加者を募集するものとする。

(2) その他

協議の場を円滑に運営するため、例えば、都道府県や市町村（農業委員会を含む。）の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の実務の担当者が参集する会議等と併せて開催するなど、柔軟に対応するものとする。

4 報告等

事務局は、開催後速やかにその内容を取りまとめ、取りまとめた結果を本省農村計画課に報告するものとする。

また、本省農村計画課は、報告のあった事項について取りまとめ、原則として公表するものとする。